

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成29年度第2回武蔵村山市都市計画審議会
開 催 日 時	平成30年2月9日(金) 午後2時～午後3時
開 催 場 所	市役所4階401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：比留間会長、金子委員、奥秋委員、大道委員、布澤委員、野崎委員、加園委員、須藤委員、藤野委員、木村委員、靱山委員、石黒委員、遠藤委員 欠席者：田代委員、米原委員 事務局：都市整備部長、都市計画課長、都市計画課主査、同課主任、同課技師
議 題	議題1：立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第一地区地区計画の決定について(武蔵村山市決定) 議題2：立川都市計画用途地域の変更について(武蔵村山市決定) 議題3：立川都市計画高度地区の変更について(武蔵村山市決定) 議題4：立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(武蔵村山市決定) 議題5：立川都市計画生産緑地地区の変更について(武蔵村山市決定)
報 告 事 項	今後の審議予定について
結 論	議題1：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題2：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題3：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題4：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題5：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。
審 議 経 過 (発言者) ◎印=会長 ○印=委員 ●印=事務局	議題1：立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第一地区地区計画の決定について(武蔵村山市決定) 議題2：立川都市計画用途地域の変更について(武蔵村山市決定) 議題3：立川都市計画高度地区の変更について(武蔵村山市決定) 議題4：立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(武蔵村山市決定) ※ 議題1、議題2、議題3及び議題4を一括審議 【事務局説明】 ● 資料に基づき議題について説明。<説明省略> 【質疑・意見等】 ○ 東京都との協議など、都市計画審議会後の事務的なスケジュールについて教えていただきたい。 ● 東京都との協議は終了しているため、答申後、告示の手続を行う予定である。

- 東大和市のモノレール周辺の用途地域は準住居地域であるのか教えていただきたい。
- モノレール沿線の用途地域は不明であるが、隣接する東大和市及び瑞穂町の新青梅街道沿道については、用途地域の変更が済んでおり、準住居地域である。
- ◎ 委員全員の賛成により、議題1「立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第一地区地区計画の決定について（武蔵村山市決定）」、議題2「立川都市計画用途地域の変更について（武蔵村山市決定）」、議題3「立川都市計画高度地区の変更について（武蔵村山市決定）」及び議題4「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（武蔵村山市決定）」は、案のとおり決定し、答申内容について事務局案のとおり決定する。

議題5：立川都市計画生産緑地地区の変更について（武蔵村山市決定）

【事務局説明】

- 資料に基づき議題について説明。＜説明省略＞

【質疑・意見等】

- 一部削除の事由について教えていただきたい。
- 公共施設の設置、従事者の死亡及び故障といった事由であり、地区によって異なっている。
- 地区58の公共施設の設置のような場合、生産緑地地区を解除すると遡って税金や利子を支払わなければならないのか。
- 当該地区が相続税の納税猶予を受けているか確認できないため明確なことは言えないが、受けている場合は、生産緑地地区を解除すると、納税猶予の期限が確定し、相続税（利子を除く。）を支払わなければならない。
- 従事者の死亡による一部削除の場合、残りの生産緑地地区については後継者が耕作しなければならないのか。
- 後継者の意思により、耕作する場合は生産緑地地区として存続するか、又は買取り申出により一部解除され、全く耕作できない場合は買取り申出により全部解除されることとなる。
- 相続税の納税猶予を受けている場合、用地買収に応じると相続税を支払わなければならないのは、地権者にとって不具合に感じる。
- 買取り申出の事由について、概ね従事者の死亡が多いとは思いますが、内訳について教えていただきたい。
- 今回14件の削除のうち、従事者の死亡が10件、故障が3件、公共施設の設置が1件となっている。
- 従事者の死亡による解除の場合、相続税の支払いはどうなるのか。
- その場合は、一般的には死亡した従事者に対する相続税は免除される。
- ◎ 委員全員の賛成により、議題5「立川都市計画生産緑地地区の変更について（武蔵村山市決定）」は、案のとおり決定し、答申内容について事務局案のとおり決定する。

	<p>報告事項：今後の審議予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度についても、今年度と同様の時期に、生産緑地地区の変更について付議する予定である。他に新規の案件がある場合は、内容がまとまり次第付議する。 <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u> 2 </u> 人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 30px; margin-left: 20px;"></div>
-------------------------	--

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備部 都市計画課 (内線：272)</p>
--------------	-----------------------------